

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター	訪問調査日：平成28年11月22日(火)
---------------	----------------------

②施設・事業所情報

名称 恵 保 育 園	種別： 保育所	
代表者氏名： 伊藤 津夜子	定員(利用人数):210名 (231名)	
所在地： 愛知県西尾市末広町26番地		
TEL： 0563-56-2606		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 昭和 44年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人 恵保育園		
職員数	常勤職員：37名	
専門職員	(園長) 1名	(事務員) 1名
	(保育士) 32名	
	(調理員) 3名	
施設・設備の概要	(居室数) 12室	(設備等)職員室、書庫、医務室、
		遊戯室、給食室、相談室、休憩室、
		トイレ、バリアフリートイレ、倉庫
		調乳室、医務室、配膳室、
		ダムウエーター

③理念・基本方針

<p>★理念 心身ともに逞しく健やかな子ども 「いつも元気で にこにこ笑顔の 恵っ子」 法人 西尾市の福祉の為、透明性のある 地域の子育ての拠点となる。 施設・事業所 子どもの最善の利益を考慮し、明るく元気で、思いやりの心とがんばる力を育む。</p> <p>★基本方針 (1) 家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に保育を進める。 (2) 子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動することにより、健全な心身の発達を図る。 (3) 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。 (4) 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談を行う。</p>

④施設・事業所の特徴的な取組

- ◎乳幼児期に伸びる感性を十分生かした保育。
五感を十分に使った遊びを多く取り入れる。（音感、絵画、言葉遊び、絵本、触る等）
豊かな言葉遊び…絵本コーナーの設置、俳句・諺・百人一首等言葉に親しむ。
逞しい体作り…通年薄着で病気になりにくい体作り、ふんだんに戸外遊びや運動あそびを行っている。
豊かな体験活動…英語遊び、剣道遊び、体育あそび、リズムダンス等
- ◎乳児保育の充実
保育園入所児の低年齢化を考慮し、積極的に0・1・2才児の児童を受け入れている。
- ◎おいしく、アレルギーにも対応した給食の提供
新鮮な食材で、温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに、手作りの給食を提供。
アレルギー児に対応した食事を提供（アナフィラキシー児は1名他のアレルギーにも対応）
地域の方との交流を深めている。（老健訪問、西尾市ふくしまつりや市民音楽祭、ボランティア活動等に参加）
- ◎保護者会の十分な協力で行事運営を行っている。
開園以来保護者会との絆が深く、園行事（運動会・発表会・キャンプ・一泊保育等）を円滑に運営。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成28年 6月29日（契約日）～ 平成29年 3月 9日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	2 回 （平成24年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆子どもの感性を育む保育

「心身ともに逞しく健やかな子ども」「いつも元気で ニコニコ笑顔の 恵っ子」の理念の実現に向け、感性を引き出し五感を使った遊びを毎日の保育に取り入れている。子どもが生き生きと取り組んでいる戸外遊び、絵日記、薄着の励行、俳句・諺・百人一首の言葉遊び、豊かな体験活動等は、長い歴史と経験豊かな職員、協力的な保護者や地域に支えられ継続的な保育の積み上げとなっている。受審当日も自ら明るい挨拶をしたり、主体的に行動する子どもの姿がみられた。

◆高い改善意識

前回（平成24年度）の第三者評価受審時の改善指摘事項（気づき）が、見事に改善されていた。PDCAサイクルを利用した仕組みづくりが進み、職員研修や実習生の受け入れ、ボランティアの受入れ、連絡帳の活用、検食簿の記録方法等、次のプロセスに進むための反省・評価等が仕組みとして構築されていた。園長の強い指導力の下、職員にも高い改善意識が醸成されてきた。

◆職員間の意識格差の是正

ともすれば、正規職員と非正規職員（パート職員）との間に意識の格差が生じ、円滑な園運営の阻害要因となる恐れがある。それを未然に防止するために、毎週「パート検討会」を開催して情報の共有化や意見の収集を図っている。研修参加や職員会議への参加機会が少ない非正規職員にとって、園長、主任保育士を交えてじっくりと意見交換できる機会は、良好な内部コミュニケーションの構築にもつながっている。

◇改善を求められる点

◆標準的な実施方法の活用と見直し

毎日の職員会議で共通理解があり、日常の保育の中で職員指導がされ、確かな保育サービスの提供となっているが、各職員に配布されている標準的な実施方法のファイルは有効的活用が十分でない。理論と実践の一致や常に活用できる標準的な実施方法にすることで、より保育の充実が期待される。適切な評価・検証の仕組みを構築し、PDCAサイクルを意識した取り組みにも期待したい。

◆苦情等の公表の仕組みづくりを

「社会福祉法」の改正に伴って、社会福祉法人の事業運営の透明性がより色濃く求められることとなった。その一つに「苦情等の情報公表」がある。現行の制度(規程)は、苦情の解決に至る手順を示し、苦情申立人に対する結果のフィードバックで完結させている。その後、苦情情報の公表の仕組みを付加することが求められる。関連する規程、マニュアル類を見直し、さらに苦情情報の公表については、事前に「苦情申立人及び利害関係者への公表同意を取る」プロセスも必要となる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審し、当園の保育内容や前回受審時の指摘事項改善に対する評価を頂き、今後の保育実践に自信が持てました。しかし、改善の指摘を受けた標準的な実施方法については、より保育の実態に則し活用しやすくするように努めます。又評価もこまめに行ない、データ化し検証するようにします。又、社会福祉法の改正により、苦情等の公表の仕組み等は認識不足であったことを反省し、新たに規程を作成し、今後はそれに基づいた対応をしていきます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別添)

評価項目(細目)の評価結果(保育福祉施設)

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
“いつも元気で ニコニコ笑顔の 恵っ子”のスローガンは、職員だけでなく子どもや保護者にも浸透している。園庭に一歩足を踏み入ると、真冬にもかかわらず薄着で元気に園庭を走り回る子どもたちから、「おはようございます」の大きな声がかかる。正規職員とパート職員の意識格差を是正するため、園長、主任保育士、パート職員による「パート検討会」が毎週開催されている。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保 2	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
全国経営者協議会や愛知県私立保育園連盟に加入し、園運営に必要な情報を取得している。2ヶ月に1度、市・子ども課主催の園長会が開かれており、市からの情報提供や有効な情報交換がある。園長が地域の諸団体(ボランティア協議会等)の役員を務め、そこから得られた情報も中・長期計画や事業計画に盛り込まれている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保 3	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
若い女性が主体の職場であることから、結婚(転居)や出産による離職が潜在的な危機意識となっている。市内の民間園が協力して採用イベントの開催を検討したり、働きやすい職場作りを推進したりして安定的な雇用の継続を目指している。職員の事務軽減を狙ったIT化の取り組みは進んでいない。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保 4	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「中・長期計画」を「運営計画」と「管理計画」に分けて策定し、可能なもの(設備計画等)に関しては整備の目標期限が記載されている。過去3年間の収支状況を評価し、今後3年間の積立金目標を含んだ収支計画も策定されている。			

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保 5	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「中・長期計画」を「運営計画」と「管理計画」に分けて策定し、可能なもの(設備計画等)に関しては整備の目標期限が記載されている。過去3年間の収支状況を評価し、今後3年間の積立金目標を含んだ収支計画も策定されている。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保 6	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
事業計画の作成に関し、職員会議で意見を求めたり作成された事業計画を説明したりしているが、全般的に職員の関与は少ない。事業計画の中で、年間に重点的に取り組む項目を明確にし、それらの重点項目に関する実行計画(責任者や担当者、実施方法、期限、数値目標等)を定め、職員の共通認識を持って園運営が実践されることが望ましい。実行計画を作成することにより、事業計画の進捗管理(評価・見直し)も可能となる。			
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保 7	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園運営に対する保護者の理解が深く、父親の協力もあることから保護者会活動が円滑に行われ、事業計画は十分に周知されている。保護者アンケートからも、十分な周知が見てとれる。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保 8	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
第三者評価を定期的受審し、園の行事の後には保護者へのアンケートを実施して利用者(子どもと保護者)満足の推移を測っている。行事实施後には反省会を行い、評価・見直しの結果を記録に残して次回の計画立案に反映させている。			
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保 9	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
前回の第三者評価受審で得た課題に積極的に取り組み、可能なものから逐次改善を実施している。しかし、改善計画を作成する等の組織的な取り組みは見られない。			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
年度の初めに辞令交付式を実施し、その際に理事長と共に園長が所信を表明している。子どもに対する愛情や保育への情熱、保護者や地域との良好な関係の構築等、それらの手腕に対して職員からも厚い信頼を得ている。		
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
園運営に関する制度の改正や新たな法令等の施行に関しては、加盟する全国経営者協会からの情報を拠り所としている。今年度から施行された「障害者差別解消法」が求める“合理的配慮”に関しては、加配保育士と担任保育士との連携強化や当該子どもに対する個別性を重視した保育の実践を指導している。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	保 12 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
子どもや保護者の満足度を高めることが「保育の質の向上」に直結することは理解しているが、利用者の満足度を定常的に測定して分析する取り組みには至っていない。園の行事に伴って定期的実施している保護者アンケートを有効に活用し、「保育の質の向上(子どもや保護者の満足度)」を客観的な数値等に示すことが望まれる。		
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
職員の就業時間を変更したため、終礼を17時15分に終了することが可能となった。業務の密度が濃くなってサービス残業の必要がなくなり、保育サービスへの支障も出ていない。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
子どもの五感を養い、五感を使った遊びや学びを保育の基本としようとしており、音楽、絵画、運動等の感性や素養を持ち合わせた職員の採用・育成を目指している。将来的な職員の不足を想定し、市内の民間10園が協力して新たな採用方式を試行しようとしている。民間保育園の中心的存在であり、新方式の推進にその指導力が試される。		
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	保 15 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
体系的な人事考課制度を持たず、職員の処遇は市に準じた年功序列型の人事制度を踏襲している。適切な人事考課制度の導入によって、職員の育成面への活用を図ってほしい。		

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
個別面談制度があり、就業時間の見直しによって残業時間は減少している。有給休暇も年間付与日数の約50%が消化されており、働きやすい職場づくりが着々と進んでいる。課題は職位、職種による有給休暇の取りづらさであり、園長や主任保育士についても職員と同レベルの有給休暇の消化が望まれる。			
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
職員個々に課題(目標)を与えて資質の向上を目指しているが、計画的な中間評価や期末評価が実施されておらず、取り組みが記録として残されていない。			
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「平成28年度研修計画」が作成されており、計画に沿って職員は研修に参加している。研修終了後には「研修報告書」の提出を求め、職員は研修実施の3ヶ月後に研修効果を自己評価している。さらに、園長が評価を加え、研修で得た知識や技術が保育の実践の場で活用されていることを確認している。			
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
職員の「研修受講一覧表」が作成されており、研修への参加状況が把握されている。職員によって研修への参加機会に多少の差はあるものの、職員に希望を取っての研修参加もあり、教育・研修の機会は十分に確保されている。			
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
毎年保育実習生を受け入れており、実習終了時に実習生を含めた反省会を行っている。反省会の記録には園長の総合評価も記述されており、実習生の受入れに課題があった場合には、次回の受け入れ時に改善できる仕組みがある。			

II-3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
園の運営状況をホームページを使って公表し、定期的に第三者評価を受審して事業運営の透明化を図っている。課題は、苦情解決システムの改訂。苦情の解決、苦情申立人への結果のフィードバックで終結させず、苦情情報の公表の仕組みを加えることが求められる。苦情情報の公表については、事前に「苦情申立人及び利害関係者への公表同意を取る」プロセスも必要となる。			

II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
行政の監査、法人監事による内部監査は適切に実施されている。社会福祉法人に求められる精度の外部監査の実施はない。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	① a ・ b ・ c
評価機関のコメント		
開設が昭和44年と古く、50年近い歴史を持つ保育園であり、地域との関わりは深い。地域の各種行事に積極的に参加し、地域の高齢者施設とも交流を持つ。地域に根差した保育を展開し、地域と共に子育てを考えている。		
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	① a ・ b ・ c
評価機関のコメント		
ボランティア受け入れのマニュアルを整備し、積極的にボランティアを受入れている。受け入れたボランティアは「受付簿」に記録があり、中学生の体験学習、高校生のインターンシップ、教員の見学(体験)等々、数多くのボランティアの来訪がある。特に保護者によるボランティア活動が充実しており、園の行事には父親、母親が積極的に関わって協力している。年間を通してのボランティア受け入れに関する反省会の記録もある。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	① a ・ b ・ c
評価機関のコメント		
社会資源のリストを作成し、職員間で共有している。現在虐待を疑われる子どもはいないが、これまでの経験からネグレクト等への対応は関係機関と連携して適切に対処してきた。		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
II-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	保 26	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
園長が地域の高校の評議員を務め、依頼されて講演を行った。大規模災害時には、必要があれば臨時の避難所として開放することも公言している。さらに地域への貢献度を高めるために、災害時に保育所機能を素早く再開させるためのBCP(事業継続計画)への取り組みが期待される。		
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント		
安定的な需要と供給のバランスが取れていることから、あえて地域の保育ニーズを調査しようとの取り組みはない。子育て支援センターと連携して育児相談に応じたり、一時保育や延長保育の実施によって、大方の地域の保育ニーズは吸収している。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
子どもを尊重した保育の基本姿勢が、保育園のしおりや保育課程等に記載されている。保護者には、入園時に園長が説明をして理解を図っている。共通の理解を持つための取り組みとしては職員会議で園長が話をしているが、それにとどまらず、資料の活用や組織での勉強会・研修会を実施し、性差への先入観等、子どもを尊重した保育について具体的な場面で話し合いを実践していくことが望まれる。			
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
虐待防止をはじめ権利擁護に関するマニュアルが整備され、職員・保護者に周知している。プライバシー保護に関しては、「個人情報保護」のマニュアルがあり、個人情報の保護に関しての体制は整備されている。さらに広い意味でのプライバシー保護について、規程やマニュアルを追記されたい。ホームページや手紙への写真掲載について、保護者から同意を得ている。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
保育所選択に必要な情報はホームページで公開され、リーフレットが市役所に設置されている。利用・見学希望の保護者には、五感を使った遊び等を詳しくした「恵保育園ってどんな保育園」の資料も併せて用意し、園長や主任が説明をしている。提供する情報の見直しについては、変更修正や保護者にとって読みやすく分かりやすい資料の工夫もされたい。			
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
入園のしおり、重要事項説明書、保育園のしおり、恵保育園ってどんな保育園、保育活動DVD等で園長が説明し保護者の同意を得ている。特に配慮が必要な保護者に対しては、支援の方法を検討して文書化することが望まれる。			
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
保育の継続性に配慮した手順と引き継ぎ文書を定め、市内転園先に資料等を送付している。退園児の保護者には相談窓口や担当者等を口頭で伝えているが、内容を記載した文書は渡していない。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
保護者満足の把握は、送迎時の会話や懇談会、遠足・キャンプ・食育の保護者アンケート等で行っている。意見箱を設置しているが、これまでに意見はない。改善結果を手紙で保護者に配布しているが、定期的な検討会議の開催や分析・検討の結果等、記録に残されたい。			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			

Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
苦情解決の体制が整備されており、掲示板・保育園のしおり・重要事項説明書等に記されている。重要事項説明書の苦情等の受付にも第三者委員(要望等解決委員)を明記すると保護者が分かりやすい。苦情解決の記録があり保護者へのフィードバックをしているが、さらに保護者に配慮した上での公表の仕組み作りが望まれる。			
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
「相談・要望・意見申し出窓口」として、相談窓口を明確にした手紙の配布や玄関への掲示をしている。保護者アンケートからは送迎時等、日常的に相談しやすいという意見があるが、保育園に直接相談しにくい内容の場合、園長・主任以外にも相談相手や相談方法等を選ぶような取り組みが望まれる。落ち着いて相談できる相談室が整備されている。今回の受審を機に意見箱に記入カードを設置した。			
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
保護者からの相談や意見について毎日の職員会議で話し合い、改善・対応等行っているが記録が残されていない。対応マニュアルの整備や迅速な対応の記録、保育の具体的な取り組み等を記録に残されたい。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
「保育園事故対応マニュアル」を整備している。月に1回事故防止のために担任がチェックリストを行い、ヒヤリハットの事例も残している。週に1回遊具点検を実施している。職員への研修はAEDについての伝達研修を実施しているが、対応マニュアル等を活用しての研修や周知が望まれる。			
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
感染症の予防と発生時等の対応マニュアルが整備されている。感染症では手洗いの励行、アルコール消毒の予防を行い、インフルエンザ発症時には園医と相談し対応をしている。定期的な勉強会の開催や職員会議での内容を記録に残すこと、対応マニュアルの見直しもされたい。保護者への感染症情報の提供は、目につきやすい場所に掲示する等の工夫が望まれる。			
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
災害時の対応体制が決められ、地震・火災・津波に対応する訓練を月1回実施している。津波から逃げるため全園児が防災頭巾をかぶり階上に避難している。保育園の標高5.6mの明示や避難時連絡票を活用している。各保育室に避難袋があり、園庭の倉庫にも備蓄リストを作成して食料や備品類を備蓄している。			

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
標準的な実施方法が文書化され、ファイルにまとめたものを各職員に配布している。職員会議で園長が話をしているが、職員がいつでも日常的に活用できるよう標準的な実施方法の資料を用いた研修等も検討されたい。標準的な実施方法にそぐわない保育の提供がされている場合の対応方法を確認する仕組みが明文化されていない。			

	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
週の指導計画は週に1度、年齢別検討会で見直しや改善を行っている。標準的な実施方法については何かあればその都度見直すこととしているが、見直しの時期・方法・仕組み等を定め、定期的に現状を検証して必要な見直しを継続して行うことが望まれる。			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保 42	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
入園時に園長・主任がアセスメントを行い、入園後は各担任が見直しをしている。子どもの身体状況や家庭状況等は児童記録票、健康の記録等に記載している。保育課程に基づき年次別の年間・月指導計画が保育園として作成されており、担任は月案を参考にして週の指導計画を作成している。アセスメント結果から目標や目標に向けた具体的な保育・支援の内容を指導計画に反映させる取り組みが望まれる。			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
「指導計画策定手順」には計画の作成、実施までの手順が記されている。評価・見直しに至るプロセスまで手順に追記されたい。毎日の職員会議では、指導計画の変更、関係職員への周知、保護者からの意向等が話し合われている。その場で明確にした保育課題を記録に残し、次の指導計画に生かしていくことも検討されたい。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保 44	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子どもの発達状況や生活状況等は毎日の職員会議で職員が情報を共有している。保育の実施状況が個別の指導計画や児童記録票等に適切に記録されている。記録内容や書き方に差異が無いよう記録要領を作成し、園長が個人指導を行っている。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「個人情報保護規程」により、子どもの記録の保管や職員への周知、保護者への説明が適切に行われている。保存と廃棄に関する規程では、前回の受審でなかった卒園台帳が記されていた。情報開示を求められた事例はないが、開示請求への対応等は規程で定められている。			

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-1(1) 保育課程の編成		
A① A-1-1(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保 46 a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント		
<p>保育課程は保育園の理念や保育の方針が明文化され、五感を十分に使った遊び、俳句・諺・百人一首で豊かな言葉遊び、薄着や裸足の体作り、豊かな体験活動等、保育園の独自性を盛り込んで編成している。保育課程は年1回園長が見直しをしているが、編成・評価ともに職員の参画により創意工夫していくことが望まれる。</p>		
A-1-1(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 養護と教育		
A② A-1-1(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47 ㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
<p>各保育室に温度計を設置し、薄着や裸足で過ごしやすいよう天気・気温に合わせて窓の開閉等をこまめに行っている。保育室に畳のコーナーを設置し、子どもが落ち着ける場所を作っている。洗剤は高い場所に置き、扉で指を挟まないよう配慮し、誤飲の恐れあるものは使用せず、ロッカーを子どもの背に合わせ、ベンチの角にはクッションを付ける等、安全への十分な配慮がみられる。</p>		
A③ A-1-1(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48 a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント		
<p>家庭環境の変化、発達、気になる場面での対応等について毎日の職員会議で話し合い、職員間で共通理解をして保育園全体で対応している。子どもの気持ちを尊重し、一人ひとりに合ったゆったりとした保育を心掛けているが、行事等の集団活動ではせかず言葉になることがある。</p>		
A④ A-1-1(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保 49 ㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
<p>3歳児から裸足・薄着(半袖・半ズボン)の習慣を保育に取り入れている。5歳児では、寒いと感じた時には自らチョッキを重ね着する等、寒暖に合わせて衣服の調整をしている。箸の持ち方、履物の並べ方等の表示があり、受審当日も子ども自身がトイレのスリッパを並べる姿がみられた。</p>		
A⑤ A-1-1(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50 a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント		
<p>戸外遊びでは園児数が231名と多いが、3歳以上児と乳児とで遊ぶ場所や時間帯を工夫し、それぞれが十分遊べるよう配慮している。地域の高齢者・実習生・ボランティア・職場体験等、豊かな人との関わりの機会がある。3歳以上児では、年齢にあった玩具や絵本等を各保育室に用意して遊びに取り組んでいるが、教材ワゴンに用意された教材用具等を自由に使って体験できる環境は十分ではない。</p>		
養護と教育		
A⑥ A-1-1(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51 ㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
<p>0歳児6人を保育士2人体制で保育をしている。月齢差は大きい、広い保育室を有効に使い、一人ひとりの発達や睡眠・食事等の生活リズムに合わせて保育が実施されている。送迎時の会話や連絡ノートで保護者との連携を図り、個別の指導計画や子どもへの関わりに活かしている。</p>		
A⑦ A-1-1(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52 ㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント		
<p>1・2歳児は探索活動・自我の育ち、基本的な生活習慣等、一人ひとりの子どもの状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で自分であろうとする気持ちを大事にして関わっている。1歳児は1クラス20名と多いが、遊びや玩具を多く提供する等の工夫をしている。受審当日は身体測定をしていたが、職員4名がそれぞれ役割分担を持ち、連携して保育にあたっていた。</p>		

A⑧ A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
乳児で入園する子どもが多数おり、3・4・5歳児と保育の積み上げがされている。五感を使った遊びを取り入れ、絵日記は3歳児から経験し、言葉遊びでは3歳児が俳句、4歳児が諺、5歳児が百人一首等に取り組んでいる。発表会・運動会・親子リズム・音楽会等、行事や共同的な活動については地域や保護者に伝えているが、保護者アンケートでは「日々の保育の様子を知りたい」という要望が出ている。			
障害のある子どもの保育			
A⑨ A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	a ・ ⑥ ・ c
評価機関のコメント			
障害のある子ども8人は加配制で統合保育を行っている。医療機関との連携や専門機関の巡回、専門家による事例検討、障害児担当との連携、職員会議での共通理解等は、個別の指導計画への反映や保育園全体での統合保育となっている。伝統ある保育園、父親の積極的な運営への参加、保護者が協力的等の現状から、障害のある子どもの保育について、保護者の理解を深める取り組みも検討されたい。			
長時間にわたる時間			
A⑩ A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	⑨ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
延長担当職員が各クラスや家庭と連携し、指導計画を立案している。園児の約半数について延長保育を実施しており、乳児と幼児に分かれて保育している。布団の用意やおやつを提供等、異年齢児がゆったりと過ごせるよう配慮されている。延長担当職員と担任は連絡簿で引き継ぎを行い、保護者への連絡は内容や時間帯により、適切に担任や延長担当職員が行っており、保護者満足につながっている。			
小学校との連携			
A⑪ A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保 56	⑩ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
一日入学として地域の西尾小学校へは職員が園児を連れて行き、他の9校へは保護者が同行する。入学前の保護者懇談会や教務主任・援助指導員との意見交換・指導等で小学校との連携を図り、配慮を要する子どもの対応に関しても密な連携を図って就学に向けて取り組んでいる。保育所児童保育要録を就学先に送付している。			
A-1-(3) 健康管理			
A⑫ A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	⑫ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
健康管理マニュアル・保健計画が作成され、健康診断・保護者からの情報・健康観察・職員会議での情報共有等で子どもの健康状態を把握している。乳幼児突然死症候群の睡眠時チェックは、30分に1回、顔の向きを確認して予防している。保護者には、子どもの睡眠時に注意すべきこととして、「何よりも一人にしないこと」、「仰向けに寝かせること」が重要であることを資料の配布や掲示で呼び掛けている。			
A⑬ A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	⑬ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
健康診断・歯科健診の結果が保護者や職員に周知されている。歯磨き指導・フッ化物洗口・フッ素塗布・栄養指導等を実施している。栄養指導では、「あか・きい・みどりのうた」の歌で栄養素と食物を自然に覚えるように工夫している。受審当日の食事場面では、「何の食材で作られ、体の何の栄養になるか」等を子どもが話題にし、健康に関心を持ちながら食事を楽しんでいた。			
A⑭ A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	a ・ ⑭ ・ c
評価機関のコメント			
医師の指示の下、アレルギー個人票で保護者と面談し、除去食や代替食・プレート・サランラップの利用・食材チェック・食事時の保育士増員等を行い、誤食防止を図っている。保育の中ではアレルギーや慢性疾患への理解について取り組みがされているが、他の保護者に対してアレルギー疾患等について理解を得るための取り組みは残されている。			

A-1-(4) 食育、食の安全			
A ¹⁵ A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
菜園やプランターを利用して野菜を育て、それを調理して食する(給食の食材として利用する)ことで、子どもたちの“食”について興味を引き出している。食事の前の3大栄養素に関する話題は、自然な形で子どもたちに受け入れられていた。			
A ¹⁶ A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
市の統一した献立を基本として自園で調理しており、残食はほとんどない。「検食簿」には、検食した職員の評価に加えて、子どもの気持ちも記録されている。誕生会や親子給食の際に、保護者が子どもと同じ食事を摂る機会があるが、保護者の反応(美味しさ、安心感)も良好である。			
A-2 子育て支援			
			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A ¹⁷ A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
全ての子どもについて「連絡帳」があり、園と家庭との連携や共通理解の重要なツールとなっている。「連絡帳」は最終的には保護者が保管することとなるが、内容によっては次年度以降にも必要となる部分があり、その部分を「児童記録」に転記している。子ども同士の喧嘩や噛みつきによるケガについては、その内容を加害者、被害者共に保護者に知らせ、保護者間で不信感やわだかまりが残らないように配慮している。			
A-2-(2) 保護者等の支援			
A ¹⁸ A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
登降園時に、園長、職員は積極的に保護者に話しかけ、良好なコミュニケーションを構築している。「連絡帳」を介した育児相談等にも丁寧に応じ、病気以外で子どもの休みが3日以上続いた場合には、電話連絡の上、担任が家庭訪問を実施している。			
A ¹⁹ A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
現在虐待を疑われる子どもがいないことから、マニュアルを読み合わせるに留まっている。直接的な虐待やネグレクトだけでなく、経済的な虐待や身体拘束(施錠、職員の言葉による行動制限等)についても研修による職員意識の醸成を期待したい。			
A-3 保育の質の向上			
			第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A ²⁰ A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
指導案の反省をもって職員の自己評価としているが、クラス運営や個々の子どもの育ちに対する評価に留まらず、職員一人ひとりが自らが実践した保育を振り返り、さらに園全体を見据えた自己評価となるよう望みたい。			